

## 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部研究倫理要領

平成 24 年 7 月 26 日制定

### (趣旨)

第1条 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「本学」という。）生命倫理委員会は、「他者と支えあう人間の育成」を実践する大学理念に基づき、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った生命倫理的配慮を行い、かつ本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行するうえで求められる研究者としての判断・行動・態度についての倫理規範を要領としてここに定める。

### (基本的な考え方)

第2条 行動の基本は、人間の生命と尊厳の尊重である。生命の根源にかかわる問題には、その判断及び行動において高い倫理性が求められる。本学においては、いかなる場面においても生命、尊厳が守られることを判断及び行動の基本とし、自己決定を尊重し、そのための情報提供と決定の機会の保障に努めると共に、常に温かな人間的配慮をもって対応する。

2 新たな価値創造の機会となる活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを重視する。利益や他者からの要求がコンプライアンスと衝突するときは、コンプライアンスを優先する。倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行い、体制の環境整備を行う。

3 本学の教育及び研究活動は、科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され、社会から信頼を確保することを図る。また、情報の説明と公開、個人情報取り扱いには細心の注意を払い、情報の漏出を防止するための対策を講じる。共有する情報の内容と必要性を対象となる人々に説明し、同意を得るよう努める。

4 公平性の確保のために科学的思考を基本とし、問題の解決と課題の達成を追及し、多様性を尊重する。

5 常に研鑽と向上をはかり、利益相反の回避と不正行為等を強く戒め、自己点検・自己監査により全体として機能するまとまりや 仕組みの改善を図るよう務める。

### (定義)

第3条 研究者とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究にかかわるときは「研究者」に準ずるものとする。

2 研究とは、研究計画の立案・実施および研究成果の発表・評価にいたる全過程における行為ならびにそれらに付随するすべての事項を含むものとする。

3 研究成果の発表とは、自己の研究にかかわる新たな知見・発見および専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

### (研究者の責務)

第4条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、研究成果の信頼性と公正性を損なうことがあってはならない。

2 研究者は、生命の尊厳および個人の人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的規範、国内外の関係諸法令および学内の諸規則その他を遵守しなければならない。

4 研究者は、自らの専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

5 研究者は、他の国・地域・組織等の研究活動における文化・慣習・規律の理解に努めなければならない。

6 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究の協力者・支援者等に対しては、感謝の意をもって接しなければならない。

7 研究者は、学生が共に研究活動にかかわるときは、学生が不利益を被ることがないように十分な配慮をしなければならない。

8 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・性・地位・思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなければならない。

(研究者の利益相反行為)

第5条 研究者は、次の各号に掲げる産官学連携活動を含む研究活動を行う場合は、利益相反が生ずるおそれがあることを十分に認識し、大学および研究者に対する社会からの信頼が損なわれることがないように、透明性を確保しなければならない。

- (1) 共同研究や受託研究を行う、または参加するとき
- (2) 企業等への兼職を行うとき
- (3) 企業等から寄付金、助成金および設備・物品の供与を受けるとき
- (4) 報酬、株式譲渡などの経済的利益を受けるとき
- (5) 研究活動に関して企業等から何らかの経済的価値を持つ便宜を供与されるとき
- (6) 研究者が自己の発明などを企業等に技術移転するとき
- (7) 前各号に定めるもののほか園田学園女子大学生命倫理委員会が対象とすることを認めるとき

2 研究者は、研究活動を行うにあたって、前項第1号から第6号までに定める状態が生ずるときは、あらかじめ学長にその旨を申告しなければならない。また、学長はその申告内容を生命倫理委員会に通知する。

(研究のための情報・データ等の収集)

第6条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法・手段で、研究の目的に適う必要な範囲において資料・情報・データ等を収集しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第7条 研究者は、人の行動・環境・心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的・収集方法等について分かりやすく説明し、提供者から明確な同意を得なければならない。

2 研究者は、組織・団体等から当該組織・団体等に関する資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合についても、前項の定めと同様の取扱いをしなければならない。

3 研究者は、協力者に対し強制・高圧的にならないよう配慮し、実験及び調査等の途中いつでも実験及び調査等への協力を離脱することが出来ることを予め説明しなければならない。また、学生や社会的立場の弱い人を対象とする時は特に強制力が働かないよう配慮する。

(個人情報保護)

第8条 研究者は、プライバシー保護の重要性を認識し、研究のために収集した資料・情報・データ等であって、個人を特定できるものについては、これを他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(情報・データ等の利用および管理)

第9条 研究者は、研究のために収集または作成した資料・情報・データ等については、それらの滅失・漏洩・改ざん等を防ぐため、適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集または作成した資料・情報・データ等については、それらを適切な期間保存しなければならない。ただし、関係諸法令または学内の諸規則その他に保存期間の定めのある場合には、それにしたがうものとし、調査研究終了後もしくは保存期間終了後、速やかに廃棄する。

(機器・薬品・材料等の安全管理)

第10条 研究者は、研究活動において研究装置・機器・薬品・材料等を用いるときは、関係諸法令および学内の諸規則その他を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残物、使用済みの薬品・材料等については、関係諸法令および学内の諸規則その他にしたがって適切に最終処理をしなければならない。

(研究成果発表)

第11条 研究者は、自らの研究成果を広く社会に還元するため、また自らの専門領域にお

ける研究者相互の評価に参加するため、研究成果を積極的に公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得およびその他合理的な理由があつて、公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表を差し控えることができるものとする。

2 研究成果は、創造的思考と努力によって導かれた新たな知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵してはならない。

4 研究者は、研究成果の発表における不正な行為が大学および研究者に対する社会の信頼を損ねる行為であることを自覚し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 捏造（存在しないデータ・研究結果等を作成すること）
- (2) 改ざん（データ・研究結果等を変造または偽造すること）
- (3) 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用すること）
- (4) 重複投稿（既発表または投稿中の研究論文等を重複して投稿すること）

5 研究成果における不適切な引用、引用上の不備、誇大な表現もしくは意図的に誤解を招く表現などは、不正な行為とみなされるおそれがあり、研究者はこれらの行為を行ってはならない。

（オーサーシップ）

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと評価された場合に、適切なオーサーシップが認められる。

（研究資金の取扱指針）

第13条 研究者は、研究資金が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金および財団等からの助成金・寄付金等によって賄われていることに留意し、研究資金の適正な使用に努め、社会からの負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究資金を当該研究以外に使用してはならない。

3 研究者は、研究資金の使用にあたっては、関係諸法令および学内の諸規則その他を遵守しなければならない。

4 研究者は、証憑書類等を適正に管理し、実績報告においては、研究遂行の事実を明瞭に記載しなければならない。

（他者の業績評価）

第14条 研究者は、レフリー・論文査読・審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価にかかわるときは、被評価者に対し予断を持つことなく、評価基準・審査要綱等に基づき、自らの学問的良心に従って評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価にかかわって知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 26 日から施行する。